

## 仙北市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付要綱（入所・通所・複合系）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰に伴う介護保険施設等の負担軽減を図るため、光熱水費等を補助するための仙北市介護保険施設等物価高騰対策事業（以下「事業」という。）について、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （補助対象施設及び補助金基準額）

第2条 補助対象施設及び補助金基準額は、別表1に掲げる金額とする。

### （補助対象期間）

第3条 補助金の交付対象となる期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### （交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象施設は、令和8年2月13日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年度仙北市介護保険施設等物価高騰対策事業費（入所・通所・複合系）  
補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
  - (2) 施設別申請額一覧（別紙1）
  - (3) 施設別個票（別紙2）
- 3 第1項第1号の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を兼ねるものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 申請日時点で、休止又は廃止を予定している施設

### （交付の条件）

第5条 規則第5条第6号の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助金の交付対象となった施設が、令和8年3月31日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合、その旨を市に報告するとともに、別表1の備考5に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）
- (3) この補助金の対象経費について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) この補助金を光熱水費等以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

### （交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、第4条により交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の

交付を決定し、仙北市介護保険施設等物価高騰対策事業費（入所・通所・複合系）補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 交付の決定に際し、市長は申請者に対し、交付の決定に必要な資料等の提示を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 4 第1項の交付の決定は、規則第14条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第7条 補助金の支給の決定を受けた者は、補助金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年12月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。  
(失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

別表1 光熱水費等助成に関する助成対象及び基準額

施設区分	サービス種別	基 準 額
入 所 系	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 短期入所生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	定員1名あたり13,400円に申請日時点の定員数を乗じた額
複 合 系	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	宿泊サービス定員1名あたり13,400円に申請日時点の定員数を乗じた額 +通いサービス定員1名あたり9,300円に申請日時点の定員数を乗じた額
通 所 系	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	定員1名あたり9,300円に申請日時点の定員数を乗じた額
備 考		
<p>1 空床利用型の短期入所生活介護事業所、医療系サービスみなし指定事業所は補助対象外とする。</p> <p>2 各介護予防サービスは補助対象外とする。</p> <p>3 複数のサービス種別を運営している施設は、サービス種別毎の基準額を合算して申請することができることする。</p> <p>4 仙北市内で複数の施設を運営している場合は、各施設毎の基準額を合算して申請するこができることする。</p> <p>5 新規開始、休止又は廃止により、令和7年度における運営期間が11か月以下となる場合は、上記の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じて12で除した額を基準額とする。なお、感染症患者等の発生により施設等を臨時休業した場合等については、上記の施設等の休止には含まないこととする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることする。</p>		